

学童保育室利用料改定内容

<現行>

各月初日の入室児童の属する世帯の階層区分		利用料 (入室児童1人につき月額:円)			
		月曜日から金曜日までの利		月曜日から土曜日までの利	
		1人目	2人目以上	1人目	2人目以上
A	生活保護世帯	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C	市町村民税均等割のみ課税世帯	2,500	1,500	3,000	2,000
D	市町村民税所得割課税世帯	5,000	2,500	6,000	3,000

<改正案>

各月初日の入室児童の属する世帯の階層区分		利用料 (入室児童1人につき月額:円)			
		月曜日から金曜日までの利		月曜日から土曜日までの利	
		1人目	2人目以上	1人目	2人目以上
A	生活保護世帯	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C	市町村民税所得割課税額 48,600円未満の世帯	5,000	2,500	6,000	3,000
D	市町村民税所得割課税額 48,600円以上57,700円未満の世帯	6,000	3,000	7,200	3,600
E	市町村民税所得割課税額 57,700円以上97,000円未満の世帯	7,000	3,500	8,400	4,200
F	市町村民税所得割課税額 97,000円以上の世帯	8,000	4,000	9,600	4,800